

平成31年度のジョブ・カード制度事業に関する相談先について

当所では、厚生労働省からの委託により、富山県地域ジョブ・カードセンターを設置し、有機実習型訓練などを活用される企業様のお手伝いをさせていただき、ジョブ・カード制度を推進する事業を実施してまいりましたが、本年4月1日から当面の間は、富山労働局がこの事業を担当することとなりましたので、ジョブ・カード制度を活用されているなどの場合は、誠に恐縮に存じますが、4月1日以降は、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 相談先 富山労働局 助成金センター
2. 住 所 〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSBビル5階
3. TEL 076-432-9172
4. FAX 076-432-9173

以上